特許庁が昭和五〇年審判第七四一八号事件について昭和五二年六月二四日にした審 決は、これを取消す。 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

原告は、主文同旨の判決を求め、被告は、「原告の請求を棄却する。訴訟費用は原 告の負担とする。」との判決を求めた。 第二 請求の原因

一 訴外ドリス・ムーア・オブ・カリフオルニア・インコーポレーテツドは、昭和四年一二月二二日別紙(一)のとおりの構成からなる商標につき、第二一類「ビーチバツクその他本類に属する商品」(その後「海浜用品用かばん類及び袋物その他本類に属する商品」と補正)を指定商品として商標登録出願した(以下この商標を「本願商標」という。)が、右出願により生じた権利は、一九七二年(昭和四七年)二月一日【A】及び【B】に譲渡され、次いで同日右両名よりライトナー・マニフアクチヤリング・コンパニーに譲渡され、さらに同年九月一四日同人より原告に譲渡された。原告は、昭和五〇年五月二一日右商標登録出願につき、拒絶査定を受けたので、同年八月二二日審判を請求し、特許庁昭和五〇年審判第七四一八号事件として審理されたが、昭和五二年六月二四日右審判の請求は成り立たない旨の審決があり、その審決の謄本は、同年七月二七日原告に送達された(なお、出訴期間として三か月が附加された。)。

ニ 審決の理由の要点

本願商標の構成及びその指定商品は、前項記載のとおりである。

これに対し、登録第九四六四四六号商標(以下「引用商標」という。)は、別紙(二)のとおりの構成よりなり、第二一類「装身具、ボタン類、かばん類、袋物、宝玉及びその模造品、造花、化粧用具」を指定商品として、昭和四四年一〇月九日登録出願され、昭和四七年一月二二日設定の登録がされたものである。

本願商標は、別紙(一)のとおり、二つの、人の足跡を描いてなるものであるから、これに接する取引者、需要者は、足跡の状態に留意することなく、これを単に足跡の図形として認識し、これにより簡潔に「アシアト」の称呼をもつて取引に当たる場合も決して少なくないものとみられる。したがつて、本願商標は、「アシアト」の称呼を生ずる。他方、引用商標は、別紙(二)のとおり、人の足跡を描いてなるものであるから、これからも、「アシアト」の称呼を生ずる。 つまり、両者は、外観、観念の類否について判断するまでもなく、「アシアト」

つまり、両者は、外観、観念の類合について判断するまでもなく、「アジアト」 の称呼を共通にする類似の商標であり、かつ、両者の指定商品も同一であるから、 本願商標は、商標法第四条第一項第一一号の規定に該当し、登録を受けることがで きない。

三 審決の取消事由

審決は、以下に詳述するとおり、図形商標としての本願商標の特質及び本願商標に関する取引界の実情をいずれも看過したため、本願商標と引用商標とは称呼を共通にする類似の商標であるとの誤つた判断をしたものであり、この判断は、本願商標と同一又は類似の多数の商標についてこれまで示された特許庁の基本的態度とも矛盾するものである。

1 図形商標としての本願商標の特質について

(一) 図形商標のもつ一般的特質

本願商標は、図形のみからなる商標であつて、視覚を通じて商品の出所表示機能を果すものである。このような図形商標にあつては、図形の表現手段、態様などに技巧を加え、そこに固有の特徴ある性格を打ち出し、視覚を通じて消費者になったがある。首標といわれるものであり、近時盛んに行なわれるようになった。通常キヤラクター商標といわれるものがこれである。商標法上、キヤラクター商標とは、きわめて強力な性格又は顕著な特徴(個性)を備えた図形商標であつて、その中心をなすものは、主として戯画化、漫画化されたものであるということができる。因みに、商標公報から、キヤラクター商標中強烈な個性の表現された代表的事例を掲げると、清酒黄桜における「河童」の漫画、興和化学のコルゲンコーワにおける「蛙」の漫画、ヤンマーデイーゼルにおける「ヤンマー坊や」、シチズン時計

の「シチズンのCちやん」、ソニーの「ソニー坊や」、「ビデオくん」等がある。このように、キヤラクター商標には、強烈な個性又は特徴が存在し、看者に鮮烈な印象を与えるため、同一の概念に属する図形の商標でも互に区別され、別異のものとして認識されているのである。同じ「坊や」という概念に属する多数の商標が、登録商標とされうるのは、ヤンマーデイーゼルの「ヤンマー坊や」、「シチズン時計の「シチズンのCちやん」、ソニーの「ソニー坊や」からは、それぞれ一見してそこに紛れることのない認識が直感的に得られるからであつて、それは、漫画又は特異の図形による特徴、性格の相違、すなわち、図形に描かれたタツチの差異、図形構成の特徴がそれぞれ顕著であるからに外ならない。

現代生活は、社会の機構、制度、生活様式などを通じていよいよ複雑、多忙化しており、このような状況のもとでは、処理や理解が面倒なものやそれに時間を要するものは、不可欠なものを別として、意識的に回避し、単純化を意図する傾向にある。したがつて、読まされる活字文化が後退し、視覚を通じて一べつ直感により解できる対象に関心が寄せられる傾向が強くなり、映像文化が著しく発達してきたのである。視覚を通じての直感意識に訴えるキヤラクター商標は、他に何の説明や解説を要しないで需要者に認識させる必要から、一目のもとに強烈な印象と、永続的記憶を与えることに重要性があり、そのために、その図形化された商標が何と称呼されるのかはさほど重要なことではないのである。

(二) 本願商標の特質

2 取引界の実情について 引用商標の権利者は、商品の出所源としての事業をし、自ら同商標を「フツトマーク」と称呼しているので、引用商標の付された商品の流通機構においては、同商品が「フツトマーク」の称呼のもとに取扱われている。他方、本願商標の付された商品は、原告との契約のもとに、三共生興株式会社(本店神戸市〈以下略〉)が日本においては、一手にこれを取扱つているが、同会社は、右商品を、「ハンテン」又は「ハンテンマーク」の称呼のもとに販売している関係上、その系列販売網のもとにある業者もすべてこれと同一の称呼により商品を取扱つている。審決が、両商標を、「アシアト」の称呼をもつて取引に当る場合も決して少なくないとしたのは、商品の販売機構に関する限り全く事実に相違している。

また、末端小売業者より本願商標の付された商品を購入する消費者は、実態的統計によれば、若年層が大部分であることを看過してはならない。三共生興株式会社及びそのサブライセンシーによる本願商標を付した商品の総売上高は、昭和五二年度が三五億円、昭和五三年度が四五億円に達しており、しかも、若者向け衣類において、本願商標「ハンテンマーク」は、圧倒的な知名度、人気を誇つているのである。

3 特許庁における同種の登録例について

本願商標と引用商標との対比関係において、登録商標に幾つかの類似の事例(甲第一一号証、第一二号証、第一四号証、第一六号証、第一八号証、第三七号証、第三八号証の各一、二)があるが、これらはいずれも、一方が引用商標と同一の商標であり、他方が、本願商標と同一又は類似の、二つの、人の足跡を一対とする商標である。

この事実は、現実の取引において、一つの足跡の図形と対をなして現わされた二つの足跡の図形とは、たとえ両者が共に「アシアト」の称呼を生ずるとしても、図形商標の特質上出所混同の可能性を打破し、視覚を通じて明瞭に区別認識を与え、相

互に紛れることなく商取引が正常円滑に維持されていることを物語るものである。 右の多数の事例において、もし「アシアト」の称呼の故に類似とされるべきものと すれば、その一方の登録出願は拒絶されてしかるべきであるのに、多数の登録例は 相互に類似するとはしていないのであつて、両者が出所の混同誤認を生ずる虞れが ないと判断したからにほかならず、この判断こそ正しい解釈に立脚したものであ る。

4 なお、本願商標は、既に詳述したとおり、引用商標と類似しないものであるが、とりわけ若年層の人々の間に周知著名であつて、引用商標と彼此混同する虞れが全くないことに鑑み、原告は、特許庁に対し、昭和五四年一〇月一二日付書面により指定商品の一部を放棄し、これを「若向きのベルト、若向きのネツクレス、若向きのペンダント、若向きのブレスレツト、若向きのワツペン、若向きのカフスボタン、若向きのレジヤー用バツグ、若向きのボストンバツグ、若向きの袋物、若向きのくし、若向きの洗面用具入れ、若向きのヘアブラツシ」と限定した。これにより、本願商標の指定商品は、原告が既にその営業分野に進出し、グツドウイルを獲得した範囲に限定されたので、取引上引用商標と類似しないことが一層明白となった。

第三 被告の答弁

一_請求の原因一、二の事実は認める。

同三の主張は争う。審決には、原告主張の誤りはない。

二1 審決の取消事由1の主張について

原告は、本願商標や引用商標のような図形商標にあつては、外観のみが識別性を支配する決定的要因であるとし、称呼の重要性を否定するが、そもそも、思考の展開は、概念的な語又は一般的に定着した意味の語の記憶によつてされ、認識、思考の世界のものとなる。したがつて、図形商標であつても、そこから観念的な意味を生じうるものにあつては、称呼、観念(本願商標にあつては、「アシアト」、「足跡」の称呼、観念)を記憶し、これをその外観と結びつけて識別に供するのであるから、称呼による取引の重要性を否定することはできない。

本願商標は、一般に誰からも人の足跡と認識される図形を描いたものにすぎないのであつて、その構図からは、原告が主張するサーフインやボードスケーテイングなど特定の状態を看者に連想させるに足りる顕著な特徴は見出しえない。そして、簡易迅速を尊ぶ取引にあつては、取引者、需要者は、一般に足跡の状態であるとみられるにすぎない図形からは、何人の足跡とか特殊な足跡とかといちいち詮索することなくその図形から得られる主たる印象をもつて取引に当るのが実情であり、審決が、本願商標について、取引者、需要者がこれを単に足跡の図形として認識するとしたことは当然である。

2 審決の取消事由2の主張について

本願商標及び引用商標は共に、商品区分第二一類の全商品すなわち「装身具、ボタン類、かばん類、袋物、宝玉及びその模造品、造花、化粧用具」を指定しているのであつて、これらの商品を見ただけでもその需要者が若年層に限らないことは明らかである。

3 審決の取消事由3の主張について

本願商標の構成については、前述のとおり、その指定商品を取扱う業界における取引の実情、経験に照らして「アシアト」の称呼、観念を生ずるのが自然である。その判断に即し本願商標とが類似すると認定したもので当れるもので当時で審決の違法を主張するのは失若向きなる。本件と異なる他の登録例を挙げて審決の違法を主張り、これを若向きは、本願商標の指定商品の一部を放棄するとによりのおりしているが、とった。とは、本願の指定のように出訴後に指定の一部放棄者にあると解されるから、このように出訴といであるのが常であるが、とるといる。また、本類(第二一類)に属するような商品の需要者は、からであるのが常であるが常に限られず、各自の好みによって商品を購買するのが常であるがであるがない。また、本類(第二一類)に属するのが常であるが常のように限定すること自体無意味であって、るいの指定商品をおって、を明確において本願商標が引用商標と混同するおれた。をいとすることはできない。第四証拠関係(省略)

理 由

- ー 請求の原因一、二の事実は、当事者間に争いがない。
- ニ そこで、原告が主張する審決の取消事由の存否について判断する。
- 1 本願商標と引用商標とは、それぞれ別紙(一)及び(二)のとおりの構成のものであることから明らかなように、いずれも人の足跡ないし足形を描いた図形のみからなる商標であるが、引用商標が人の右足の足跡ないし足形ー個のみからなるのに対し、本願商標は、人の左右の足の足跡ないし足形を別紙(一)のとおりの特定の配置態様に対応させて一対一体に構成したものである。本願商標と引用商標とのこのようなそれぞれの全体的構成に徴すると、両者は、その外観において顕著な差異が存するものであることは明らかである。
- 2 そこで、進んで本願商標と引用商標との称呼上の類否について判断する。 (一) まず、本願商標が取引の実情に照らし、どのように称呼されているかについて検討する。

成立に争いのない甲第一九号証ないし第二三号証、第三〇号証、第三一号証の一、二、第三二号証、第三九号証、第四〇号証、本願商標を付した商品の宣伝に関する昭和四八年四月ないし同年六月当時のテレビコマーシヤルの写真であることにつき当事者間に争いのない甲第三三号証の一ないし五、弁論の全趣旨により真正に成立したものと認められる甲第三五号証及び証人【C】の証言並びに弁論の全趣旨によると、

「本願商標が付された商品は、日本国内において、昭和四四年秋ころから、三共生 興株式会社が、当時アメリカ合衆国において広く販売されていた本願商標を付した タオルを輸入して販売したことに始まり、その売れ行きが良好であつたことが契機 となり、同会社は、昭和四五年当時の権利者とライセンス契約を結び、タオルのほかシヤツなどを日本国内で製造販売するようになり、昭和四七年以降は取扱商品も 次第に増加し、同会社及び同会社とサブライセンス契約を結んだ各社が、サンダル、シューズ、ベルト、 サスペンダー、財布、アクセサリーなどにわたつて順次販売対象を拡大するように

サスペンダー、財布、アクセサリーなどにわたつて順次販売対象を拡大するようになり、昭和四五年度七〇〇万円程度であつた売上高が、その後毎年数億円の高合で増加し、三共生興株式会社とそのサブライセンシーによる本願商標を付したこれら商品の総売上高は、昭和五二年度においては約三五億円に、本願商標やこれにおいては約四〇億円に達するに至ったこと、これに対応して、本願商標やコンレーの頒布などの方法によって広く行われ、その宣伝費も年々増加し、右会社及いそのサブライセンシーの昭和五二年一〇月から昭和五三年七月までの宣伝費の合計額はには、本のサブライセンシーの昭和五三年七月までの宣伝費のされたては、「アシアを超え、などの取いたこと、原告においては、本願商標は、表身具などの取いたこと、原告においては、本願商標又はこれを付したの取引に当ったにおいては、本願商標又はこれを付したの取引に当ったに際している関係上、これら商品を取扱う取引業者においては、本願商においては、本願商に称呼し、「アシアト」とは称呼していなにならつている関係上、これら商品を取扱う取引業者間において取引に当ったのように称呼し、「アシアト」とは称呼していなにならつ取引に当って取引に当って取引に当って取引に当って取引に当って取引に当って取引に当って取引に当って取引に対しているに対しないるに対しないののに対しているに対しているに対しているに対しているに対しないのはないるに対しているに対しているに対している

が認められ、この認定を左右するに足りる証拠はない。 (二) 次に、引用商標の称呼についてみるに、成立に争いのない甲第二五号証の一、二及び証人【C】の証言に弁論の全趣旨を総合すると、引用商標は、株式会社機部の販売にかかる同商標の指定商品や学童用水着などに使用されているが、同社等は、引用商標を「フットマーク」と称呼して取引に当つていることから、これら商品の取引業者もまた、同様の称呼のもとに取引していることが認められる。

(三) ところで、前(一)に掲記の各証拠及びその認定の事実によつても、本願商標に接する者が、すべて同商標を「ハンテン」又は「ハンテンマーク」と称呼するものとはにわかに断定し難いところである。そして、本願商標が前記のとおり人の足跡を描いた図形のみからなるものであるから、たまたまこれを「アシアト」と称呼しようとする者が全くないとはいえないであろうし、このことは、引用商標についても同様である。

ついても同様である。 そこで、この「アシアト」と称呼しようとする場合について、次に検討する。 「アシアト」は、極めて一般普通の語であり、本願商標の指定商品の需要者、取 引者を含む一般人にとつて、人に限らず多種多様な動物が歩いた後に残る足裏の形 ないし跡一般を意味し、さらに、人の場合には、各様の履物を履いたときのものも「アシアト」ということさえあることが経験則上明らかである。「アシアト」の意味内容ないし用語法が、一般にこのように広いものである以上、図形のみからなる本願商標について「アシアト」の称呼が生ずるか否かを考えるに当つては、十分本願商標の具体的構成に即し考察すべきものであり、単純に右のような広い意味内容のままの「アシアト」として考えてはならず、それは、様々な種類、態様のすべての「アシアト」を含むものと解すれば、人のアシアトも他の動物のアシアトと「アシアト」において同じということにもなり、当該商標の識別力を稀釈して、その識別機能を見誤るにいたることさえあることからも明らかである。

本来、商標の称呼は、自他商品を識別することを目的として用いるものであるから、需要者、取引者は、その商標を一面で簡易明快に称呼しようとするとするとする限りその特定の意味内容に相応しく適切正確に明示しようとするの意味内容に相応しての図形のいらなものである。したがつて、例えば、商標が同種の図形のいらなるからなどあるときには、その点は至極簡単容易に表現しうることでもあるの図形のは、上述の自他商品識別の目的にそわないからである。そのといてユニークさを備えているのに、これを称呼上に表現したのときには、その図形の個数などを加え、右の表現しにもらる表現の不十分さを補いないのととである。

このように、 でのように、 でのまし、 でのまし、 でのまし、 でのものは、 でのものは、 のである。 でのものものは、 のである。 でのものものは、 でのものものものものものものものものものものものものものものものものものである。 でのは、 ののである。 のであるものである。 のと認められる。 のと認められる。 のと認められる。

右のとおりであるから、本願商標から単純に「アシアト」の称呼が生ずるとして、商標の類否を決するのは、当を得ないものであり、結局、本願商標については、単純な「アシアト」の称呼は、商標の類否判断の対象とすべきではないものである。

さらにまた、これを本件の事実に即してみるに、業者たる取引者、すなわち、取引業者と需要者との間の取引においては、取引業者は本願商標を「ハンテン」と称呼していることや第二一類に属する商品分野に認定して、本願商標や引用商標が併存して来ていることなど、前のでは、可のでは、本願商標及び引用商標が付された商品に関すると、本願商標及び引用商標が付された商品に関する。して、取引の過程でいずれのと認識されて、取引の過程でいるも、ではのでは、ではのでは、であり、とれて、のではないのではないのでは、であり、とのといかの場合についがあり、というなどは、様々にののではないのではないのではないのでは、があり、要上のよりに、のよりに、かいかに簡易であれば、上述の旨趣に、からとも、アト」などとも、アト」などとも、アト」などとであれば、上述の旨趣に、かっとも、アト」なり、アト」などとのではないのであれば、上述の旨趣に、かっとも、アト」などとも、アト」などとも、アト」などとも、アト」などとも、アト」などとも、アト」などとも、アト」などとも、アト」などのように称呼することに特段のが自然である。

があると思われる事情も見当らない。このことは、次のような事実に徴しても是認まれるところである。すなわち、成立に争いのない甲第一一号証、第一二号証、第三十号証、第三十号証の各一、二及び第三六号証並びに証人【C】の証言によれば、本願商標と同じような人の二つ又は三の足跡を描いてなる登録商標と引用商標と同一の登録商標が、本願商標の指定と商と類を異にする商品区分においてではあるが、多数存することが認められるような商品分野において特段商品の出所の混同を生じているような商品分野において特段商品の出所の混同を生じているような商品の分野においており、これにおいておいて、「一)及び(三)に述べたところからすると、本願商標に接する者の中してまたまこれを「アシャト」と称呼る者が全くないとはないまたまたまこれを「アシャト」と称呼る者が全くないとはないまた。

(四) 右(一)及び(三)に述べたところからすると、本願商標に接する者の中にたまたまこれを「アシアト」と称呼しようとする者が全くないとはいえないとしても、それは前説示のとおりであり、その実、単純に「アシアト」と称呼するものではないと考えられるところ、このような事情及び引用商標もまた「フツトマーク」と称呼されるのが通常であつて、「アシアト」と称呼されることが比較的稀であるなど前(二)に認定の事実を総合検討すると、本願商標について「アシアト」との称呼は、商標の識別機能に影響を及ぼす程のものではないというべきものである。

よつて、本願商標は引用商標との間に称呼上の類似性がないというべきである。 前叙のとおり、本願商標と引用商標とは、外観上顕著な差異があるほか、称呼上の類似性もないとする上来説示のところからして、観念上もまた類似するものでないことは明らかである。

三 以上のとおりであるから、本願商標を引用商標と類似するとした審決は、その 余の主張について判断するまでもなく違法なものとして取消されるべきである。 よつて、本件審決を取消し、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法第七条、民事 訴訟法第八九条の各規定を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 荒木秀一 藤井俊彦 清野寛甫) [888]

別紙

<12156-001>